

防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和6年1月19日

場 所 第3委員会室

令和6年1月19日（金曜日）

午前9時57分開会

会議に付した案件

○概要説明

教育委員会、総合政策部

1. 学校施設の整備状況等について
2. 学校における防災に関する取組状況等について
3. 令和5年度新規事業（特別支援学校防災設備整備事業（6月補正））について

○協議事項

1. 委員会報告書骨子（案）について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（12人）

委員	長	坂本	康郎
副委員	長	荒神	稔
委員		山下	博三
委員		後藤	哲朗
委員		武田	浩一
委員		佐藤	雅洋
委員		安田	厚生
委員		内田	理佐
委員		山口	俊樹
委員		工藤	隆久
委員		松本	哲也
委員		冨師	博規

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	黒木	淳一郎
副教育長	小牧	直裕
教育次長 （教育政策担当）	奥村	昌美
教育次長 （教育振興担当）	佐々木	孝弘
教育政策課長	久保	範通
財務福利課長	畑中	道一
人権同和教育課長	永井	敬雄
特別支援教育課長	横山	貢一
総合政策部		
みやざき文化振興課長	堀	尚子

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	唐崎	吉彦
政策調査課主査	吉浦	亜希子

○坂本委員長 それでは、ただいまから防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程案を御覧ください。

本日は、教育委員会と総合政策部に御出席いただき、概要説明を受けた後に質疑を行いたいと思います。

その後、委員会報告書の骨子案について御協議いただきたいと思います、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○坂本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日は教育委員会と総合政策部においていただきました。執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○黒木教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、日頃から本県教育の振興・充実のために御指導・御支援を賜っておりまして、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さきの能登半島地震では学校が避難所となり、また、中学生が集団避難をするなど、子供たちの生活にも大きな影響が出ております。

学校のほうからは、児童会などを中心に、募金活動を始めたなどという主体的な取組も伝わってきておりまして、その辺りは心強くも思っておりますが、中学生の避難につきましては、私も大変心を痛めているところでございます。

本県で同様の災害が発生した際、子供たちへの影響を少しでも抑えられるよう、県教育委員会といたしましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の防災減災・県土強靱化対策特別委員会資料の2ページ目、目次を御覧ください。

本日、説明をさせていただきます事項は、学校施設の整備状況等について、学校における防災に関する取組状況等について、令和5年度新規事業、特別支援学校防災設備整備事業（6月補正）についてであります。

私のほうからの説明は以上でありますが、内容

につきましては、引き続き関係課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○畑中財務福利課長 財務福利課でございます。

学校施設の整備状況等について御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

なお、本資料は私立学校の内容も含まれますので、みやざき文化振興課と合同で作成しておりますが、財務福利課のほうから説明させていただきます。

まず、(1)の耐震化についてであります。

①現状であります。構造体の耐震化につきましては、中ほどの左側A表にありますとおり、公立小中学校は令和3年度に、県立学校は平成25年度に100%となり完了しております。

私立学校につきましては、各学校の経営計画など将来の方向性を踏まえて耐震化が進められておりまして、令和5年4月1日現在で95.5%となっております。

また、構造体の耐震化に併せて、非構造部材の耐震化にも取り組んでおります。

非構造部材の耐震化とは、表の上に米印で例示しておりますが、つり天井の落下防止をはじめ、窓ガラスの飛散防止や設備器具の転倒・落下防止などを対象としております。

そのうち、代表的な屋内運動場のつり天井の耐震化については、中ほどの右側B表に示しております。公立小中学校は100%、私立学校は80%となっております。

なお、県立学校については、耐震対策として、つり天井の撤去等を行った結果、現在、つり天井を有する屋内運動場はございません。

②今後の対策であります。県立学校では、屋内運動場のつり天井以外の非構造部材の耐震化をさらに進めてまいります。

また、公立小中学校につきましても、非構造部材の耐震化を推進するために、市町村への情報提供や必要な助言に努めてまいります。

私立学校につきましては、県から各学校法人に対し、耐震化の必要性について啓発を行うなど、働きかけを行うこととしております。

続きまして、4ページを御覧ください。

(2)の避難所の指定及び整備についてであります。

①現状であります。まず、避難所の指定状況につきましては、中ほどの左側A表にありますとおり、公立小中学校が直近の令和4年12月1日現在で357校中299校、令和6年1月1日現在で、県立学校が50校中33校、私立高校が15校中8校が避難所として指定されております。

実際、今回の能登半島地震でも学校が避難所として活用されているようです。改めて、学校施設は子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所等としての役割も果たすため、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要であると認識したところであります。

次に、避難所の整備状況につきましては、中ほどの右側B表にありますとおり、令和6年1月1日現在で避難所に指定されている県立学校33校のうち、管理棟は出入口のスロープを33校、多目的トイレを28校整備しております。また、体育館は出入口のスロープを31校、多目的トイレを25校整備しております。

AEDにつきましては、33校全てに設置してございまして、太陽光発電設備は6校に設置しております。

私立高校8校につきましては、そのうち、管理棟は出入口のスロープを5校、多目的トイレを6校整備しております。また、体育館は出入

口のスロープを3校、多目的トイレを1校整備しております。

AEDにつきましては、8校全てに設置してございまして、太陽光発電設備は2校に設置してございまして、

また、表の2行上に記載してございまして、県立学校につきましては、市町村が整備する備蓄とは別に、災害時に帰宅困難となった生徒用として、29校に簡易トイレ、24校に飲料水、23校に非常食の備蓄を行ってございまして、

②今後の対策であります。県立学校につきましては、災害時の避難所としての役割を念頭に施設の整備を行うほか、既存の空き教室や倉庫などの備蓄倉庫への活用に協力するなど、引き続き市町村の危機管理部局と連携を図ってまいります。

財務福利課の説明は、以上であります。

○永井人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

2、学校における防災に関する取組状況等について御説明をさせていただきます。

資料の5ページを御覧ください。

県教育委員会では、防災教育に関する取組としまして、①学校と地域がつながる安全教育推進事業に取り組んでおります。

令和5年度は、延岡市をモデル地域とし、延岡工業高校、延岡市立南中学校を安全教育推進校に指定して、防災・減災教育を推進してございまして、

指定を受けましたモデル地域は、bにありますように、学校安全連絡協議会を設置し、自治会や警察などの関係機関と、学校と地域の連携の在り方や避難訓練の工夫・改善等について協議を行ってございまして、

今年度推進校の延岡工業高校では、地域の住

民との合同避難訓練や、陸上自衛隊都城駐屯地より自衛隊を招き、講話や災害救助訓練見学等を実施いたしました。

また、cにありますように、推進校の代表生徒及び職員による学校安全実践地域訪問では、東日本大震災の被災地である宮城県石巻市等を訪問し、そこで見たり感じたりしたことを自校の生徒に伝えるなどして、生徒や教職員の防災への関心を高める取組も行っております。

本年度は、11月に、石巻市、仙台市の震災遺構の視察及び全校で2校しかない災害科学科を設置している宮城県多賀城高校を訪問し、ワークショップを通じて生徒間交流や市内の被災地を巡るまち歩きを体験しております。

さらに、②高校生防災・学校安全研修では、学校の防災意識を高めることを目的に、全県立学校の代表生徒と学校安全推進リーダー等の教職員を対象に実施しております。

本年度は、NPO法人宮崎県防災士ネットワークの防災士を講師に迎え、地域の特性を踏まえた防災・安全教育について講演をしていただき、その後、私たちができる学校安全への取組と課題について協議を行いました。

次に、(2)の防災に係る教職員の育成に関する取組について説明をいたします。

まず、全ての県立学校に、防災教育の中心的な役割を担う人材として、防災士資格を持つ教職員が1名以上在籍し、各学校における防災教育の充実を図っております。

各県立学校へは、毎年4月に防災士資格取得調査を行い、定期異動等で防災士が不在となった学校につきましては、防災士取得に必要な経費を負担し、防災士の養成を行っております。

また、資料の6ページになります。

②の学校における安全教育担当者の資質向上を目的とする学校安全指導者研修会では、全ての校種の学校の教職員等を対象とした研修を実施しており、さきに述べました安全教育推進校の指定を受けた学校の成果の報告や、専門家による講演を実施しております。

さらに、県立学校については、③にありますように、各学校の安全教育推進リーダーを対象とした研修会を行っており、各学校における安全教育推進の中核となるリーダーの養成と専門性の向上を図っております。

現在、文部科学省では、包括的かつ協働的な学校安全の推進を目標としたセーフティプロモーションスクールの取組を推進しておりますが、本県におきましてもこの考え方を取り入れた学校安全の構築のために、本県で開催されるセーフティプロモーションスクール推進員養成セミナーへの先生方の受講も推進しております。

(3)の緊急地震速報の受信につきましては、気象庁が発表する緊急地震速報を、受信端末で利用者の場所に応じた予報を受信することができるもので、現在は、専用受信端末のほか、テレビやラジオ、携帯電話などの様々な端末によって受信することができます。

本県の各学校では、緊急地震速報を携帯電話、防災行政無線、防災ラジオ、テレビやパソコンなどの緊急地震速報受信システムにより、全ての校種で100%受信しております。

防災教育における今後の取組につきましては、教職員の学校安全に対する取組や意識を変えるために、学校安全の中核としての役割を担うリーダーの資質向上について継続して取り組んでまいります。

また、先日、最大震度7の令和6年能登半島地震が発生いたしましたが、本県の各学校にお

きましても、今後発生が懸念される大規模災害に備え、引き続き、家庭や地域住民、警察・消防などの関係機関と連携した実効的な避難訓練等の計画や危機管理マニュアルの見直しを進めてまいります。

説明は、以上でございます。

○横山特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。資料の7ページを御覧ください。

特別支援学校防災設備整備事業につきまして、本年度の6月補正予算にて防災関連の整備を行いましたので、説明をいたします。

（1）にありますとおり、本事業の目的は、各特別支援学校の障がい種別や実態に応じた設備を整備することで、被災時の迅速な情報伝達・避難を行える環境や医療的ケア等が必要な幼児児童生徒が被災時も継続的な支援が受けられる環境を整備することにあります。

（2）の事業の内容につきましては、大きく2つございます。

1つ目は、聴覚特別支援学校の校舎内に情報表示システムを設置いたしまして、災害時に迅速な情報伝達を行える環境を整備いたしました。

2つ目は、災害時用備品の購入で、災害時でも電源を確保できる非常用電源と、肢体不自由の児童生徒が地震や津波などの災害の際に階段を使った避難が迅速にできるように、階段避難車を整備いたしました。予算につきましては、大規模災害対策基金による1,521万4,000円であります。

資料の下の段に整備の状況をお示ししております。

情報表示システムにつきましては、聴覚特別支援学校2校に各1式、非常用電源につきましては、分校1校を含めた13校全ての特別支援学校に各1台、階段避難車につきましては、肢体

不自由を対象とする特別支援学校9校に各1台、現時点で全て整備が完了しております。

説明は、以上でございます。

○坂本委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の方から御意見、質疑がありましたら、御発言をお願いいたします。

○佐藤委員 2の学校における防災に関する取組状況等について教えてください。

私たちが東日本大震災の被災地を訪問して、いろいろ感じたことがありましたが、やはり大事なのは、先生と生徒の防災意識を高め、訓練等を通じて安全を確保することです。

学校によっては誤った場所に避難をし、子供たちの命が奪われたというような事例がありましたよね。そのようなことが起こらないようにするためには、日頃の意識と訓練が大事だと思います。資料6ページ（4）の今後の取組について、学校安全への取組や防災訓練計画等の説明がありましたが、これは学校長の判断により行うのか、それとも事前に年間の実施回数等が決められているのでしょうか。

また、先ほど述べた、適切な避難等の判断ができていれば命を守れたという事例もあると思うのですが、そのような事例を県で把握しているのか教えてください。

○永井人権同和教育課長 学校安全教育の推進に関してですが、学校保健安全法において、いわゆる危機管理マニュアルの作成である、学校安全計画の策定や危険等発生時対処要領の作成が示されています。

学校においては、学校安全計画を基に、日頃から、全ての教育活動を通じて安全教育を推進することになっています。

学校安全の中には、生活安全、交通安全、防災安全と大きく3つのくくりがあります。本日

は、その中の防災安全に関して御説明しており、先ほどお示しした事業を推進し、安全教育の充実に取り組んでいます。

被災地訪問事業では、平成24年度以降、安全教育の推進・充実を図るために継続して実施しており、参加した児童生徒からは、防災について考えていくことの必要性や大切さについての意見を多く聞いているところです。

防災訓練に関しては、消防法の規定により、年1回以上の避難訓練を実施することが示されていますので、各学校において、年3回を基本として避難訓練を実施しているところです。

○佐藤委員 訓練の内容や避難場所の設定は学校に任せているのでしょうか。県でそのことを把握されていますか。

○永井人権同和教育課長 避難訓練やその際の避難場所については、それぞれの学校で必要な状況を踏まえた計画を立てて実施している状況です。

また、市町村から指定を受けた避難所となっている学校もあり、そのような学校では、指定避難所であることを踏まえた対応を行っている状況ですが、中には市町村の危機管理部局と連携を取りながら、役割分担等の計画を作成して実施している学校もあります。

○佐藤委員 分かりました。適切な場所への避難が行われているということですね。

○武田委員 学校施設の整備状況について、私立学校においては、耐震化率が95.5%、屋内運動場のつり天井の耐震化割合が80%ということですが、いつごろまでに耐震化が完了できるのかを把握していれば教えてください。

○堀みやざき文化振興課長 私立学校のつり天井の耐震化につきましては、5棟のうち4棟が対策済みであり、残り1棟の対策がまだ終わっ

ていないところですが、この1棟の状況について改めて確認をしたところ、安全が確認されているため、工事は必要ないものと考えているとの回答がありました。

しかしながら、今回の能登半島地震を踏まえ、学校の安全対策の重要性を再認識しましたので、改めて高い危機意識の下、防災対策を行っていくよう、更なる働きかけを行っていきたいと考えています。

○武田委員 学校施設や吊り天井の耐震化については、しっかりと対応をしていただくように、お願いを続けていたideきたいと思います。

また、学校施設における避難所の指定状況について、数多くの学校が避難所に指定されていますが、今回の能登半島地震において避難所の寒さの問題がありました。宮崎県の場合は、暑さであったり、台風が来た場合など、どのような状況になっても避難所で過ごすことができるように備える必要があります。

学校を避難所にしなければならないということではないですが、避難所と指定されているのであれば、そこは教育委員会だけではなく、県とも協力しながら、学校施設をどのように避難所として取り扱っていけば良いのかを考えていかなければいけません。また、太陽光発電設備を設置しているとのことですが、避難所の運営が主目的として設置しているわけではないと思いますので、おそらく容量も少ないのではないのでしょうか。南海トラフ地震が近いうちに起こるという予測がされている中で、しっかりとその点について対応をしていただきたいと思います。

次に避難訓練についてですが、訓練を実施される中で、実際に学校に泊まって炊き出しをしたりすると、避難した際に不足するものや不便

に感じる場面等の課題が見えてくると思うのですが、避難訓練の中でそのような訓練を取り入れているのかお聞きます。

○永井人権同和教育課長 学校施設が避難所となった場合を想定しての避難訓練の取組についてですが、各市町村との間で避難所としての協定等を結んでいる学校においては、防災かまどの使用等を避難訓練と併せて実施している学校もあります。串間市では、福島高等学校が地域と連携しながら、そのような訓練を実施しています。

○武田委員 教育委員会だけではなく、各市町村と連携しながら、訓練として地域住民の方々と共に学校に泊まっていたいただければと思います。消費期限が近づいてきた備蓄食料を炊き出しに使うなどすれば、実践しなければ分からない課題が見えてくるような気がします。

現在の状況で直近に南海トラフ巨大地震が起こったら大変なことになるのではないかと感じていますので、不安を少しでも軽減できるような体制を取っていただきたいと思います。

○山下委員 学校施設の耐震化や避難所としての整備をしっかりと実施していただいているのだなという思いで説明を伺いました。全国的にも耐震化というのは進められていると思いますが、今回の能登半島地震の状況をテレビ等で見ていると想像以上の被害が起こっていました。

もし把握されていれば、能登地域で避難所となっている学校施設の被害状況について教えてください。

○畑中財務福利課長 避難所となっている学校施設については、石川県で48校という状況であります。

また、震災による学校施設の被害状況については、石川県の282校の学校で、校舎の壁のひび

割れやガラスの破損、敷地内の亀裂や隆起等が起こっているようです。

○山下委員 この質問で何を聞きたかったかという、学校施設を避難所として指定をして、そのための耐震化を行っていただいているが、能登半島地震の被害によって避難所として使用することができなかった学校施設があったのかを調べてほしいと思っているところです。

学校施設を避難所として整備していても、地震や津波によって、その施設が使えなくなってしまう可能性もあるわけですから、能登半島地震を教訓として最大限の耐震化も必要になるでしょうし、色々な備えはしておくべきですので、その辺りを把握していただければと思います。

○畑中財務福利課長 非常に貴重な御意見を頂けたと思っています。

やはり今回の能登半島地震では、被災によって施設が全く機能していないという状況も伺っていますので、そのような状況を把握しながら、今後の参考とさせていただきたいと考えています。

○山下委員 中山間地域には廃校となった学校がたくさんありますよね。

小さな集落で暮らしている方々が避難しようと思ったら、そのよりどころとして、廃校となった学校施設も活用できるのではないかと思います。その辺りの対応も必要ではないでしょうか。

例えば、能登半島のインフラが遅れている地域では今回の震災で孤立集落が発生しました。そのような地域では、1週間たっても2週間たってもなかなか水や生活物資が届かず、電気も使えません。

ですから、これだけ中山間地域を多く抱えている宮崎県において、廃校となった学校施設を

避難所として活用することは、避難所の確保の観点から大事なことかと思うのですが、このことについての見解を教えてください。

○畑中財務福利課長 先ほどの説明で避難所の件数を申し上げましたが、その中には、廃校となった学校施設は含まれておりません。

ただ、御意見のありましたように、学校施設の周辺に住んでいる住民の方々にとっては、一番身近で安全な場所という意味では、廃校となった学校施設を避難所として活用する方法はあるのかもしれませんが。

基本的に避難所の指定は市町村によって定められていますので、市町村や県の危機管理部局と連携を図りながら、廃校となった学校施設を避難所として活用することについても協議を進めていきたいと考えております。

○山下委員 廃校となった学校は県と市町村のどちらかが管理しているのでしょうか。

○畑中財務福利課長 学校施設の管理については、市町村立学校においては市町村教育委員会の管理、県立学校については県教育委員会の管理ということになっています。

○山下委員 先ほども述べましたが、今回の能登半島地震では道路の決壊等によって孤立集落が数多く発生しており、宮崎県で南海トラフ巨大地震が起こった場合も、孤立集落が発生する可能性はとて高いと思います。

ですから、ぜひ市町村とも連携を取りながら現状をしっかりと確認していただければと思います。廃校となった学校施設は水道や電気の利用ができなくなっていると思いますので、避難所として活用できる施設があれば、耐震化であったり、水道や電気等がすぐに利用できるような備えについて協議を進めていただくようお願いいたします。

○安田委員 県立学校の体育館を避難所とする際のことについてです。

県立学校の体育館の中には、施設内にトイレが設置されていないところがあります。施設の外にトイレが設定されているような体育館です。台風が接近する際の避難所としては、対策をもう少し考えていただきたいと思っています。

また、今回の能登半島地震を受けて思ったのが、避難所ではテント等によるプライバシーを守るための個人スペースや、女性・子供のためのスペースの準備が必要ではないかということです。特に赤ん坊がいる方は避難所の片隅でお世話をするのもなかなか難しいと思いますので、このことについての対応状況をお伺いします。

○畑中財務福利課長 避難所における備蓄品等については、基本的に各市町村で配備することになっており、学校の職員も市町村と連携しながら対応しているのが実態かと思えます。

プライバシーを守るためのスペース等についても、先ほどの話にもありましたように、危機管理マニュアル等に基づいて整備されることとなり、市町村の中で協議しながら進めていく必要があると思います。

関連した話となりますが、多くの県立学校においては、入学した生徒が、保護者の同意を得た上で、非常食や飲料水、簡易トイレを購入して学校に保管するという自助の取組を行っており、もし緊急的に学校に避難するよう場合は、それらの常備品を活用できるものと考えております。

○安田委員 各市町村との連携の下でということでしたが、県立学校を所管しているのは県です。そこはマニュアル化等を行っていただき、避難所として利用する際の対応がしっかりとできるよう備えていただければと思います。

特に避難所の中で子供が走り回ったりされると保護者の方も対応が大変だと思いますので、別のスペースで遊ばせるなどの対応ができるよう、よろしくお願いします。

○山口委員 資料4ページの学校施設の整備状況等についてお伺いします。

②今後の対策という項目の中で、「県立学校は、災害時の避難所としての役割を念頭に施設の整備を行う」という文言がありますが、現状において、避難所に足りていない設備等の課題の認識や今後の整備の方針について具体的に教えてください。

○畑中財務福利課長 先ほどのご質問にもありました、体育館のトイレについては、洋式化等の整備を進めているところですが、まだ、整備が終わっていない体育館もありますので、更なる整備の推進を図っていきたいと考えています。

また、最近話題となっている体育館へのエアコン設置については、本県において整備が十分でないところですので、今回の能登半島地震も踏まえ、危機管理局と協議を進めながら、対応を検討していきたいと考えております。

○山口委員 ぜひ進めていただきたいと思いません。

別の件での質問となりますが、今回の能登半島地震の際に、中学校を中心に集団避難が行われています。

宮崎県の地域防災計画を読ませていただいたところ、集団避難のことはあまり想定されていないのではないのでしょうか。あくまでそれぞれの市町村教育委員会が学校施設以外の公共施設等を利用することが基本的な想定となっているように読めました。

今回の震災で、輪島市から金沢市への集団避難のような、市町村域を超えた集団避難の可能

性が明らかになったと思います。

県では、この集団避難について、防災計画の中に織り込むなどの検討をされているのかお伺いします。

併せて、被災時において、この集団避難等を行うことについての判断を誰が行うのかが分かれば教えてください。

○永井人権同和教育課長 御指摘をいただいた集団避難の想定について、市町村域をまたいだ移動は、計画の中に具体的に盛り込まれている状況にはありません。

危機管理マニュアルにおいては、事前の対応、災害発生時の対応、事後の対応という3つの分野に分けて、それぞれの対応を検討していくことになっています。

この中の、事後の対応において、各学校では、生徒達をいかに安全に帰宅させるかやスムーズな教育活動の展開について、学校長が中心となり、市町村の危機管理部局や教育委員会と連携して対応していくものと捉えています。

市町村域を超えた集団避難を行うことの判断については、県教育委員会や市町村教育委員会、関係する危機管理部局との連絡調整や役割分担等が必要であると考えますので、今後の大きな課題として認識し、研究していきたいと考えています。

○工藤委員 今回、1月1日に能登半島地震が起こったことに関連して、学校が休みの日に、学校施設を避難所として利用することや、そのような場合の地域との連携についてお伺いします。

○永井人権同和教育課長 通常、各学校においては、生徒達がいる際の対応を最優先としたマニュアルの作成等を行っているところですが、生徒達がいないうちにおいても、被災した際の

避難所としての利用について想定しているところでは、

そのような場合、市町村立学校においては、市町村の危機管理部局の指示の下で、学校施設を避難所として運営していくこととなります。

避難所として指定されている学校においても、市町村の危機管理部局と連携して対応するものとして、マニュアルの作成等を行っているところでは、

○工藤委員 私自身も避難訓練等に参加させていただいていますが、子供達の方が、避難場所や避難の方法、高齢者への接し方等について、とても詳しく知っていました。

コミュニティ・スクール等によっては、地域の子供達を皆さんで守るという取組を進めていると思うのですが、災害時には、逆に子供達から教えてもらう立場になることもあるのではないかと思います。

これは提案となりますが、コミュニティ・スクールの中で地域と一体となった避難訓練の実施や避難所での過ごし方等の検討をされる際は、小学生、中学生、高校生等と共に行っていただき、彼らの目を通した意見等を取り入れていただけると、地域防災力の向上にもつながると思いますので、よろしく願いいたします。

○永井人権同和教育課長 大変貴重な御意見をいただいたと思っています。

県教育委員会では、セーフティープロモーションスクールの取組の中で、地域と一体となった防災訓練や防災計画の見直し等について、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、委員からの御意見も踏まえて、しっかりと対応していきたいと思っています。

○佐藤委員 学校施設について、災害時の避難所としての役割を念頭に整備を行うとのことで

したが、今回、被災した能登半島では水が不足しており、電気も利用できない状況となりました。

このことから、避難所には水を備蓄するためのタンクが必要だと思います。タンク車による供給もできるのですが、道路が寸断によって避難所に近づけなくなることも考えられますので。

また、電気については、太陽光発電設備が備えられているところもあるのですが、それでも不足することが想定されるのならば発電機の設置や、稼働のための燃料等も必要となります。

これらのことについて、今後、検討していく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○畑中財務福利課長 飲料水や食料等の備蓄については、市町村による対応になるかと思いますので、市町村の危機管理部局との間で、避難所の設備や備蓄の充実を図るための協議を進めていきたいと考えています。

また、先ほど申しましたが、多くの学校で帰宅困難生徒用として飲料水等の備蓄を行っているところですので、一般の方が避難した際にお譲りするなどの対応も検討を進めていきたいと考えています。

○佐藤委員 生徒のための備蓄については先ほど伺いましたが、生徒の数より避難者の方が多いと思しますので、その備蓄を避難者に回すというのはいかがかなと思います。避難者にも対応できるだけの準備が必要ではないでしょうか。

南海トラフ巨大地震は近いうちに必ず起こると言われているわけですから、特に海沿いの地域での避難の際の対策について準備をしっかりとしていく必要があると思いますので、よろしく

お願いいたします。

○松本委員 資料5ページの防災に関する取組状況等についてです。

まず、①学校と地域がつながる安全教育推進事業について、延岡市がモデル地域となっておりますが、今後、他の地域でのモデル地区等の取組を検討されているのかお尋ねします。

○永井人権同和教育課長 このモデル地域については、毎年、地域を指定しており、今年度は延岡市で取り組んでいるところです。昨年度は高鍋町をモデル地区として事業を実施しています。

このような防災安全教育の推進校の指定については、平成24年度から継続して実施しており、県内の各地域で活動していただけるよう取り組んできたところです。

今後についても、まだ事業を実施していない地域を指定させていただき、重点的な事業の実施に取り組んでいきたいと考えています。

○松本委員 延岡市の状況を見ますと、延岡工業高校と南中学校が指定されていますが、このエリアには私立の中高一貫校や小学校もあるかと思えます。地域の方々からすれば、これらの学校を避難所として利用することを考える方も多いかと思えますが、このことも含めて、事業の実施に当たっての地域との連携についてお聞かせいただけますでしょうか。

○永井人権同和教育課長 この事業については、指定させていただいた学校と、その周辺地域や関係機関等で連携して取組を行っていくこととしており、近隣の私立学校等につきましては、取組の成果を踏まえて、波及をさせていくこととしています。

現状では、事業の取組の中で直接的に一堂に会してというような体制では進めていませんが、

市町村教育委員会の方で、管轄の校区等に対して、モデル地区での取組の成果を広めていただいているところです。

○松本委員 有事の際に、学校設置者が異なるという理由でお困りになることがないように備えることが大事だと思いますので、ぜひ、私立学校等にもご指導いただくよう、よろしくお願ひいたします。

別件となりますが、資料7ページの特別支援学校に関する事業についてです。

階段避難車について、該当校において各1台を整備されているとのことでしたが、生徒数からすると、1台では不十分ではないかと疑問を持ったところです。このことについてお聞かせいただけますでしょうか。

○横山特別支援教育課長 御指摘のありましたように、階段避難車1台では十分ではない学校もあるかもしれません。

このことから、今後は、学校での使用状況等を確認しながら、階段避難車の更なる整備が必要な学校について、整備に向けた取組を進めていきたいと考えています。

○坂本委員長 予定の時間が来ているのですが、ほかにありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。今日はありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

○坂本委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

まずは、協議事項（1）の委員会報告書骨子（案）についてであります。

事前に配付いたしましたA3版の資料を御覧ください。正副委員長のほうで作成しました委員会報告書の骨子（案）でございます。

Ⅱ、調査活動の概要が報告書の中心となりますが、当委員会のこれまでの活動内容を体系的に整理して章立てしております。

具体的には、本委員会の調査事項に基づきまして、1、災害に強い県土づくりについて、2、南海トラフ巨大地震における取組について、3、台風等の大規模自然災害における取組について、4、防災に関する人材の育成等の取組についての4つの章で構成をし、それぞれ御覧いただいておりますように、項目に分けて、調査の内容、県への提言等について記述することとしております。

詳細につきましては、書記から説明をしております。唐崎書記、よろしく願いいたします。

○唐崎書記 座ったまま御説明させていただきます。

それでは、お配りしておりますA3版の防災減災・県土強靱化対策特別委員会の骨子案を御覧ください。

まず、左上のローマ数字のⅡ、調査活動の概要からとなります。

前書きについてですが、これまでの調査項目設定の経緯等を整理しております。

1つ目の丸ですが、平成23年3月の東日本大震災を契機に、南海トラフ巨大地震から県民の方々を守るための計画が策定され、また、今年度の7月28日に国土強靱化基本計画の改定について閣議決定がなされ、国土強靱化に関する新

たな指針が示されたところになっております。

次に、2つ目の丸ですが、近年では、本県においても、令和4年に日向灘沖地震や、台風第14号といった自然災害が発生しており、南海トラフ巨大地震への対応を含めて、総合的な防災減災対策を展開することが求められているところです。

3つ目の丸ですが、このことから、先ほど委員長のほうから御説明いただいた4項目を調査事項として決定し、今年度、所要の調査活動を行ってきたところです。

このような書き出しで始めたいと考えております。

次に、各調査事項について4項目を章立てて整理しております。

まず、左の1、災害に強い県土づくりについてです。

（1）では、近年の気候変動や災害の状況と、そのことに伴う国の計画や県の主なハード整備について、執行部や県外調査の調査先である内閣官房国土強靱化推進室の説明を中心に記載をさせていただきたいと考えております。

（2）では、（1）の内容を踏まえた県への提言を記載しています。

①道路の保全については、災害時に倒木等によって道路が塞がれたときに備え、道路管理者や電力管理者との連携によって速やかな障害物の撤去が図られるよう取り組むこと。

道路が凹凸とならないよう、補修工事だけではなく、設計の段階から対策が取れるよう検討することについて提言します。

次に、②浸水被害の対策についてですが、台風等の災害によって河川の土砂が堆積した区域について、予算の確保と、浚渫工事の実施に引き続き取り組んでいただくこと。

浚渫工事により発生する土砂への対策として、土捨場の確保や、公共事業への再利用等も活用しながら、速やかな撤去に取り組むこと。

砂防ダムや植林による土砂流出防止等、総合的な対策について、引き続き取り組んでいただくことについて提言したいと考えております。

次に、2、南海トラフ巨大地震における取組についてです。

まず、(1)では、南海トラフ巨大地震の概要や被害想定について、執行部の説明を中心に記載します。

次の(2)では、南海トラフ巨大地震への対策について記載します。

まず、①県の取組についてですが、県の地震減災計画や避難所等の整備、災害時の医療提供体制などについて、執行部の説明を中心に記載します。

次に、②県内外の取組についてですが、県内調査、県外調査を行った関係機関の取組について記載します。

次の(3)では、東日本大震災の経験に基づく大規模地震災害の課題と対策について、参考人招致の際に元陸上自衛隊の川崎様からお伺いした話や、県外調査での東日本大震災・原子力災害伝承館での調査内容を中心に記載をします。

最後の(4)では、(1)から(3)までの内容を踏まえた県への提言を記載しています。

①避難所の確保や運営体制の整備についてです。

災害関連死を防ぐため、要配慮者への避難対策や福祉避難所の確保、福祉や衛生管理に配慮した避難所運営等が図られるよう、市町村での個別計画等の作成支援や県民への周知、避難訓練等の実施等について取り組んでいただくこと。

津波避難タワーを必要としながら、設置基準

の関係により整備がかなわない地域について、設置に向けた取組を進めていただくこと。

次に、②の災害時における医療提供体制の確保についてです。

災害時に適切な医療の提供が図られるよう、各災害拠点病院における医師等の確保や保健所・DMAT等との連携、ドクターヘリの運用等について取り組んでいただくこと。

災害時の医療提供に係る調整本部の運用や、患者の受入状況等のシステム活用について、平素からの訓練実施により、いざというときに効率的な運用が図られるよう備えていただくことについて記載したいと考えております。

次に、③防災減災対策における大規模自然災害経験者の活用についてです。

防災減災対策を講じる上で、大規模地震災害を経験したり、実際災害対応をされた方の意見を参考にするなどして、災害対応の実体験を踏まえた対策を講じるよう取り組んでいただくこと。

次に、④後方支援拠点の確保についてです。

災害時における自衛隊等の受入れや支援物資の保管・輸送のための後方支援拠点のさらなる確保に取り組んでいただくこと。

次に、⑤支援受入れ等に係る交通手段の確保についてです。

災害支援の受入れを想定し、災害時に無料で有料道路を通行できるよう緊急車両登録等の取組を推進していくこと。

⑥災害廃棄物の処理対策についてです。

災害廃棄物の処理に当たっては、土壌汚染につながらないよう、仮置場の選定や設置後の管理等について、土壌汚染を想定した対策を事前に定めて取り組んでいただくこと。

⑦津波浸水想定区域の地籍調査についてです。

津波浸水想定区域における地籍調査の進捗が遅れている地域について、調査促進を図っていただくこと。

⑧激甚災害等の速やかな指定についてです。

災害発生時における早期の復旧支援を図るため、激甚災害等の指定について、速やかな指定が受けられるよう、市町村と連携しながら、事前の手続きについて確認と情報共有を行う等して備えていただくこと。

最後の⑨災害ボランティアの受入体制についてです。

災害ボランティアの受け入れがスムーズに進むよう、市町村と連携しながら、災害時を想定した訓練や受入手続の確認等を行っていただくこと。

以上の①から⑨について提言します。

次に、3、台風等の大規模地震災害における取組についてです。

(1)では、台風災害等、南海トラフ巨大地震以外の大規模自然災害への対策について記載します。

①県の取組についてです。

水害・土砂災害、山地災害・林道災害のほか、ため池の対策について、執行部の説明を中心に記載します。

②県内外の取組についてです。

現地視察を行いました国道327号における台風災害からの復旧状況や、県内自治体の取組、九州電力の取組、内閣官房国土強靱化推進室について説明のありましたハイブリッドダム の展開について記載します。

(2)では、(1)の内容を踏まえた県への提言について記載しています。

①大雨等の際のダムの事前放流についてです。津波被害を防ぐためのダムの事前放流の調整

とともに、地域住民への事前周知等について引き続き取り組んでいただくこと。

②山地災害対策についてです。

水切り対策が十分でない作業道について、災害時の被害拡大を防ぐため、管轄する市町村に対して、林道の適正な維持管理や事業者への指導の徹底等の対策を講じるよう働きかけていただくこと。

災害時の風倒木を防ぐため、森林環境譲与税を活用した樹木の伐採等について、市町村に対して周知広報を図り、市町村での取組を促進していただくこと。

③ため池の管理についてです。

ため池管理者の高齢化が進んでいるため、各監視システムの整備等を推進していただくこと。

廃止されたため池について、台風等の災害時に土砂の流出等で被害拡大が起こらないよう、確実かつ速やかに廃止工事を完了していただくこと。

以上の①から③について提言します。

次に、4、防災における人材育成の取組についてです。

(1)では、防災減災に携わる人材育成の取組について記載します。

①県の取組についてです。

防災士や消防団員などの活動や防災教育について、執行部の説明を中心に記載します。

②県内外の取組についてです。

県内調査を行った自治体の取組について記載します。

(2)では、(1)の内容を踏まえた、県への提言を記載します。

①人材育成支援についてです。

消防団員の高齢化や人材不足に対応するため、消防団員の待遇改善のほか、事業所へのインセ

ンティブ等による消防団活動への支援体制の推進等について取り組んでいただくこと。

地域の防災力向上のため、防災士育成について引き続き取り組んでいただくとともに、災害対応において中心的な役割を担う自治体職員や消防団員の防災士資格の取得の推進に取り組んでいただくことについて提言します。

また、先ほど教育委員会と総合政策部から受けた説明の内容や、その際の質疑、御意見、要望等につきましても、報告書に反映させていただきます。

以上を県の提言として要望したいと考えております。

最後に、ローマ数字のⅢ、結びであります。それぞれの調査項目での提言を総括するほか、災害後の速やかな復旧に向けて考慮すべきこと、また、これまでの特別委員会が出された提言の成果と併せて、本委員会が出す提言についての施策展開への期待を示して結びとし、ローマ数字のⅣ、特別委員会設置等資料として、調査活動の経過等を整理したいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○坂本委員長 ありがとうございます。

報告書骨子（案）についての説明は以上ですが、委員の皆様から御意見ございませんでしょうか。

○後藤委員 1、災害に強い県土づくりに関することについて、提言に道路の保全を入れていただいておりますが、県土強靱化においては、熊本県等からの九州中央自動車道を利用した後方支援も重要であり、東九州自動車道においても未整備区間が残っていますので、これらの整備促進を提言に取り入れていただきたいと思います。

○佐藤委員 後藤委員の御意見と関連しての提

案となります。

2、南海トラフ巨大地震における取組についての提言に、後方支援拠点の確保や支援受入れ等に係る交通手段の確保等を入れていただいておりますが、この交通手段を確保するためには、九州中央自動車道の未整備区間を開通させる必要ですので、このことを提言に入れていただきたいと思います。

○山下委員 今年度の7月に令和4年台風第14号災害からの復旧状況の現地視察として国道327号に行きましたが、その後の台風でまた道路が崩れたとのことで、やはりもろい県土であるとの思いがしました。

災害を未然に防ぐことも県土強靱化の重要な取組ですので、徹底した災害防止対策を提言に入れていただきたいと思います。

○坂本委員長 ただいまの御意見について整理させていただきますと、今回、国道327号で復旧工事が行われたにもかかわらず、台風によって、再び崩壊するような事故が起きてしまったことを踏まえ、今後の取組として、もっと根本的な原因調査を行い、対策を検討してもらいたいという内容でよろしいでしょうか。

○山下委員 そのように提言いただければと思います。災害からの復旧だけではなく、県土強靱化としての取組を進めていただきたいです。

○内田委員 2、南海トラフ巨大地震における取組について、津波避難タワーについて記載いただいておりますが、被災地を視察した際に、現地の方が、津波避難タワーよりも高い山への避難やそのための避難経路の確保を徹底したほうがよいというような話をされたことが印象に残っています。

津波避難タワーの設置も大事ですが、調査を通して、設置基準等により整備が難しい地域に

については、高台への避難経路を整備することも必要であると感じましたので、避難経路の確保の徹底についても提言に入れていただきたいと思います。

○坂本委員長 ここまで提案いただいた様々な御意見を踏まえながら、委員会報告書案を作成してまいりたいと思います。

なお委員会報告書そのものにつきましては、正副委員長に御一任いただき、案が出来上がりましたら、今後の印刷スケジュール等の関係から、個別に御了解いただきたいと思いますと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

出来上がりしました報告書につきましては、ほかの2つの特別委員会と合冊して、2月定例会の最終日に議場で配付することとなりますので、御了承をお願いいたします。

次に協議事項2の次回委員会についてであります。

次回委員会は2月定例会中の3月12日、火曜日に開催を予定しております。次回委員会では、私が行います委員長報告の案について御協議いただきたいと思います。

次回の委員会について御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 特にないようですので、先ほど申し上げましたとおり、次回委員会では、委員長報告案について御協議いただくということをお願いいたします。

最後に協議事項3のその他で委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 それでは、次回の委員会は、3月12日、火曜日の午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後11時31分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 坂 本 康 郎

